

流山市集合住宅・商業施設等用電気自動車等充電設備設置補助金

集合住宅及び商業施設等に属する駐車場において、居住者や利用者等が電気自動車やプラグインハイブリッド車に電気を充電することができるように設置された充電設備の購入費と充電設備の導入のために必要な費用の一部に助成します。

※特定の個人等が使用する設備は対象外です。

補助対象の建築物

市内の以下の建築物を対象とします。

○集合住宅

分譲共同住宅、賃貸共同住宅、賃貸長屋

○商業施設等

商業施設、宿泊施設、医療施設その他不特定多数の消費者が利用するための施設

補助対象者（申請できる方）

1. 補助対象設備設置 ○分譲共同住宅：管理組合（リース契約可）

○賃貸共同住宅または賃貸長屋：充電設備を購入し設置した設備の所有者（リース契約可）

○商業施設：充電設備を購入し設置した設備の所有者

※集合住宅の住民以外も補助対象設備を利用することができる場合は、集合住宅の敷地の外から住民以外も補助対象設備を利用することができることが記載された案内板を設置

※商業施設などに設置する場合は利用者以外の一般の利用ができること。

※申請者がリース事業者の場合はリース期間が5年以上の契約又はリース期間終了後に設置者が補助対象設備を購入する契約を締結していること、リース契約を受ける者から領収する月額リース料金を減額する形で補助金相当分を還元することを要件

2. 合意形成のため資料：住民の合意形成のための資料を作成した管理組合

補助対象設備等

①急速充電設備

②普通充電設備

③蓄電池付急速充電設備

④充電用コンセント

⑤充電用コンセントスタンド

※未使用の充電設備であって、令和3年度以降に国が実施する補助事業において、クリーンエネルギー自動車導入促進補助金の補助対象となる充電設備として、一般社団法人次世代自動車振興センターにより承認されている設備

※補助金を申請する年度内（4月1日～翌3月29日）に設置工事が完了した設備であること。ただし、国の補助金を申請している場合は3月29日か国の補助金の確定日が6月に達する日のいずれか遅い日

⑥住民の合意形成のための資料（管理組合の総会で補助対象設備の導入についての議論が行われたものに限る。）

補助金の対象経費及び額

1. 補助対象設備設置の場合

※以下の（1）～（4）のうち、最も低い額が1基あたりの補助金額です（千円未満切り捨て）

（1）補助対象設備の購入額（消費税除く）1/2の額

（2）補助対象設備経費から国、県その他の団体からの当該補助対象設備経費に係る補助金その他の収入額を除いた額

（3）一般社団法人次世代自動車振興センターが定める型式ごとの補助金交付上限額（集合住宅は基礎充電、商業施設は目的地充電に係る額）

（4）集合住宅に設置した場合は30万円、商業施設の場合は20万円

2. 住民の合意形成のための資料の補助金の額は、住民の合意形成のための資料の作成に要した費用の額（消費税を除く）で15万円を上限（千円未満切り捨て）

申請に必要な書類

- 交付申請書（第1号様式）
 - 交付請求書（第3号様式）
 - ①急速充電設備・②普通充電設備・③蓄電池付急速充電設備・④充電用コンセント
 - ⑤充電用コンセントスタンドを設置した場合は以下の書類
 - 充電設備の設置工事の完了日が確認できる書類（販売証明書等）
 - 充電設備の購入費が確認できる書類（領収書の写し、販売証明書等）
 - ・複数の設備を設置している場合等は、1基ごとの購入費が確認できるもの
 - 設置場所の見取り図（施設の図面、拡大した地図等）
 - ・集合住宅と設備を設置した駐車場の位置関係等が確認できるもの
 - 設置工事内容が確認できる平面図
 - ・駐車場内の設備の設置位置や工事内容等が確認できるもの
 - ・複数の設備を設置している場合はどの設備がどこに設置されているか写真と照合できるもの
 - 設置した充電設備の仕様がわかる書類（メーカーの仕様書等）
 - 建築物の種類が確認できる写真等（市が写真等では確認できないと判断した場合は、併せて建築物の種類が確認できる公的機関が発行する書類）
 - 充電設備の設置状況が確認できる写真
 - ・複数の設備を設置している場合は、1基ごとの写真（図面と照合して、どの設備の写真が確認できるもの）
 - 管理組合の決議が確認できる書類
 - ・分譲共同住宅に設置した場合であって、当該分譲共同住宅の管理組合の規約上、充電設備を設置することについて、集会の決議が必要な場合
 - 市税の納税状況が確認できる書類（納税証明書、非課税証明書）
 - ・第1号様式で「同意します」を選択している場合は省略可
 - ・申請書が個人の場合は個人、法人の場合は法人、その他の団体の場合はその団体の納税状況が確認できる書類（リース契約の場合はリース会社の納税状況が確認できる書類を別途提出）
 - 国の補助金その他の収入がある場合は、その収入額が確認できる書類の写し
 - 充電設備の保証書の写し
 - ・記載項目が全て記入されたもの
 - ・複数の設備を設置している場合は、申請する全ての設備の保証書の写し
 - ・国の補助金の決定額がわかる書類を提出する場合は省略可
 - リース契約で補助対象設備を設置した場合は、契約書の写しと貸与料金の算定根拠明細書
 - 集合住宅に設置しその住民以外が利用できるように案内板を設置した場合はその案内板の写真
-
- ⑥住民の合意形成のための資料を作成した場合は以下の書類
- 住民の合意形成のための資料の写し
 - 住民の合意形成のための資料の作成費の額が確認できる領収書等の写し
 - 住民の合意形成のための資料により管理組合の総会で補助対象設備の導入についての決議が行われた日と当該決議に係る議論内容が確認できる議事録等の写し

お問い合わせ・受付

〒270-0192
流山市平和台1丁目1番地の1
流山市 環境部 環境政策課
TEL：04-7150-6083（直通）
FAX：04-7158-9777
MAIL：kankyouhozen@city.nagareyama.chiba.jp

○受付場所
流山市役所第1庁舎3階
※出張所不可
※郵送の場合は、書類が到着したその日の窓口受付終了後の受付となります。
○受付時間
8時30分～17時15分
（土日祝除く）

※詳細な要件等については、お問合せいただくか市ホームページ等によりご確認ください。



市HPへのQRコード